

○議長（茅沼隆文）

それでは、続いて、2番、山田貴弘議員、どうぞ。

○2番（山田貴弘）

おはようございます。2番議員、山田貴弘です。先に通告いたしました1項目、日曜議会用の家屋等における不良な生活環境を改善するための強化策を、について質問させていただきます。

自分の敷地に大量のごみをため込んでいる、いわゆる「ごみ屋敷」等への対策として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、開成町きれいなまちをつくる条例（以下「町の条例」という。）をもってしても、ごみ屋敷等の問題を改善することができない現状があります。

社会通念上合理的に認定しうる状況に、ごみ屋敷等の近くに住む住民は、直接本人に苦情を伝えるものの、「ごみではない」と主張され、時には開き直られてしまい、お手上げ状態であるとの住民の声が上がっております。

今年の1月末に開催された議会報告会では、地域住民から議員による現地視察、改善の要請等が出されました。そのような状況の中で、地域の不良な生活環境を改善するための支援及び措置が必要であると考えているところであります。

ごみ屋敷等が周辺の地域や環境に与える影響として①風景・景観の悪化、②悪臭の発生、③火災・爆発・犯罪等の発生、④ごみなどの不法投棄等の誘発等が挙げられます。

そこで次の詳細項目について、お聞きしたいと思っております。

①健康で安全な生活を守るという観点から、効果的な対策は。

②町内における把握件数、経過及び指導の報告を。

③一部の土地については農地法に基づく措置命令（違反転用に対する処分）が可能では。

④「町の条例」では、限定したごみを示しているが、条文改正により付加することが可能か。

⑤「片付けられない症候群」を対象とした支援策の考えは。

最後になりますが、地方公共団体は、住民の福祉の増進を進めることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を以後広く担うものと考えております。このたびの質問をきっかけに、一步でも前進することを願い、登壇からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、山田議員の御質問にお答えをいたします。

議員の御指摘のとおり、他人から見ればごみにしか思えない物を大量に家等に溜め込んでいる「ごみ屋敷」が、全国各地で問題視されております。「ごみ屋敷」は、近

隣住民からすれば景観や異臭、虫の発生などで生活環境を悪化させ、火災等の不安を与える存在でもあります。しかし他方でごみ屋敷といわれる家の住民としても、精神的あるいは経済的な理由から自主的な撤去が難しくなっているケースもあります。

ごみを溜めている所有者本人が「ごみではない」と主張すれば、ごみそのものが、法律上廃棄物とみなされないため、現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律での規制は難しく、立ち入り調査も実施できない現状であります。

第三者から見れば、ごみであると認識されても、本人から見れば、ビンテージものであったり、骨とう品であったりと、ごみとして決めつけられない難しさがあります。

また、日本国憲法第29条第1項では私有財産権を保障しております。行政などの権力が、個人の財産に属する物をごみと決めつけて勝手に処分することはできません。

こうした「ごみ屋敷」への対策は、国が法律を整備して規制することが期待をされておりましたが、平成26年5月16日に野党4党でいわゆる「ごみ屋敷」対策法案、正式には、「廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する周辺的生活環境の保全上の支障の除去等に関する法律案」を共同提出いたしました。しかし審議未了で成立していません。

現在、開成町でも同様な「ごみ屋敷」と思われる場所を確認しておりますが、今まで述べたように、廃棄物として所有者本人が認めていない物を撤去、処分する法令や条例の根拠がないため対処できていない状況があります。

しかし、近隣住民の生活環境が損なわれる原因ともなりますので、現在対応できる対策や今後できる対策について検討、実施していきたいと考えております。

一つ目の健康で安全な生活を守るという観点から、効果的な対策は。についてお答えをいたします。

現在、廃棄物として認めていない物を規制する、法的な根拠が存在していないため「任意撤去」という形をお願いをするしかない状況であります。対策として、環境面で周囲に影響を及ぼしていないか、2ヶ月1回、神奈川県と合同でパトロールをして、現場を確認しております。

今後の対策として、町、町農業委員会、県、警察が連携した対応をすることが必要であると考えております。

二つ目の町内における把握件数、経過及び指導の報告についてお答えをいたします。

現在町内では、不法投棄監視パトロールにより、ごみ屋敷と思われる場所を2件確認しております。北部のごみらしき物が積まれている場所に対しては、一部農地であるため、平成23年に適正な農地管理を促す通知を占拠者に送付しております。

昨年、その付近の水路に油が流れているという近隣住民からの通報がありました。町、県環境保全課、県企業庁の職員で現場確認をいたしました。既に油の流出はなく、流出場所が特定できませんでしたので、これ以上追求できないとしてこの件は終了いたしました。翌日、別の近隣住民から松田警察署に同様な通報があり、松田警察署員が所有者と思われる方に注意し、漏れ出たと思われる油の缶を本人が撤去いたしました。

三つ目の農地法に基づく措置命令について、お答えをいたします。

ごみ等が積み上げられている農地につきましては、町農業委員会において農地パトロールを始めた平成22年度から毎年パトロールの対象としております。

当該農地は所有者が亡くなっており、相続未了のため、使用者に対して耕作放棄地是正の観点から指導を行っていましたが、平成25年度に県から「所有者不在のまま使用者に指導を行うことは好ましくない」との指導助言を受け、同年以降の指導は行っておりません。

当該農地の使用者は、農地にあるのはごみではなく農業用の資機材であると主張をしております。

農地とは、農地法第2条で「耕作の用に供されている土地」と定義されており、同法第2条の2において「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するように努めなければならない」としております。

当該農地に対して農地法に基づき是正を促すには、二つの方法が考えられます。

一つは、農地法第4条または第5条の規定に係る「違反転用」として扱うものとし、町農業委員会が違反転用を県に報告をし、県が違反転用をしている所有者等に対して指導を行い、是正されない場合は行政代執行を行います。ただし、当該農地の場合は所有者が不在であり、使用者と当該農地との法律関係が明確でないため対応できない状態となっております。

もう一つは、「遊休農地」として扱うものであり、町農業委員会で対応することになります。農地法には第44条において「措置命令」の規定がありますが、病虫害の発生、土石の堆積等の理由で、農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、または生じるおそれがある場合が対象となります。当該農地の場合は、近隣の農地の営農条件に支障をきたしているという情報はなく、また、現地を確認しても近隣農地への影響を及ぼしそうな状態ではありませんので、現時点で農地法による措置命令を行うことはできないと判断をしております。

この農地の使用者は、近隣町でも自己所有地を同様の環境にしています。関係課の連携はもとより、県や近隣町ともよく連携をし、解決の糸口を探りたいと思っております。

四つ目の「町の条例」では、限定したごみを示しているが、条文改正により付加することが可能か。についてお答えをいたします。

開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の一般廃棄物の規定であるため、ごみとして判断できないものに対して、この条例に付加することはできないと考えます。一方、開成町きれいなまちをつくる条例においては、廃棄物に関する条例でないため、この条例の中で付加することは可能であると考えられますので、検討してまいりたいと思っております。

五つ目の「片付けられない症候群」を対象とした支援策の考えについて、お答えを

いたします。

ごみ屋敷状態を解消する責任は本人にあることを原則としますが、不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立などの生活上の課題や認知症、加齢による身体機能の低下などの課題がある場合もありますので、単にごみを片付けるだけではなく、本人への支援を考慮していきます。

うつ病、自閉症、注意欠陥障がいなどの発達障がいや認知症などの精神疾患等も片付けられない原因となることがありますので、必要な医療や治療につなげていくことや、民生委員や関係機関と連携を図っていききたいと思っております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

それでは、再質問させていただきます。

まず、今回の問題については、開成町内においては、事例というのですか。2件起きているということで、今後の再質問については、北部のごみらしきものが積まれている場所を集中した中で再質問をしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいま町長が答弁を申した中での内容を、時系列的に整理をすると、平成22年に発見し、パトロールの対象としたという報告がされております。それに基づいて、即座に対応したのだと思います。平成23年に、適正な農地の管理を促進するための通知をしたということで。平成24年については、経過を見る意味で、引き続きパトロールの対象ということでやられたのだと思いますが、そこからさらに平成25年になると、県から指導を受けたということで、使用者というのか占拠者というのかに対して、指導することは好ましくないというような答弁がさっきされておるところなんです。それからの経過というものが、正直言って、時系列的に積み上げていくと、何もやっていないのではないのかなというところを感じているところでもあります。なかなか対相手を見ると、難しい部分があるというのは、理解はしているところを大前提としますが、ただし、近隣住民は、いくら本人が財産権を主張した中で、ごみではないと言っても、社会通念上、見る限り自分も何回か行かせてもらいましたが、「まあ、ごみだな」という形で判断をしているところで、今日の質問に至っているところなのですが、正直言って、この7年間ですか。進展のないまま、さらに量を付加していつている状態の中で、町としての役割というもの、何をやってたのだというところで、疑問が残るところなのです。津々浦々、改善策だとか、そういうものを述べられて、「こういうやり方だと対処はできませんよ」ということは散々述べているのですが、自分から言いますと、今回の質問を機に、条例制定をするべきではないかと考えているところなのですが、先ほど町長答弁の中では、町の条例に指定している開成町きれいな町をつくる条例の中で、今後検討していくという答弁をいただいたとこ

ろですが、新規に条例を設けるものなのか。現存の条例に条文を付加した中で、制限をかけていくのか。その点、大きな視点になると思いますし、今後の改善策としては有効として判断いたしますので、そこら辺、再度明確に答弁をいただいて、次の質問にいきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

それでは、山田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま町長がお答えしましたように、廃棄物の側面からは、本人がごみと認めていないごみ屋敷を直接的に取り締まる法律が現在ありません。そのような現状の中で、東京都足立区では、平成25年に全国で初めてごみ屋敷条例を制定しております。

ごみとして扱うのが難しいという形で、ごみ屋敷の定義といたしまして、適正な管理がなされていない廃棄物、生い茂った雑草、または樹木により、土地または建築物の周辺住民の健康を害し、生活環境に著しい障がい及ぼし、また、そのおそれがある状態をいう。というこういう形のものをごみ屋敷といたしまして、そのような状態にある場所の調査、指導、監督ができるように、条例で規定をしまして、対策をとって、効果が上がっているというように聞いております。逆に言えば、ごみ屋敷条例を持たない自治体は、道路上の廃棄物については、道路法に基づく行政代執行により、撤去はできるんですけども、本人の敷地内に堆積されている廃棄物につきましては、任意撤去というお願いを根気よくするよりほか、方法がないというのが現状であります。

開成町でも同様な状況であります。そういった意味で、今後、開成町においても高齢化が進んで、ごみをため込んでしまうような、ごみ屋敷に近い状況が多くなると考えられますので、条例の制定ですね。新しい条例なのか、今の条例に上乗せできるかは、それは今後検討する必要が思いますけれども、現在は新しい条例を制定していくことが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

考えているで、この場で課長が考えているだけじゃ話は進まないの、当然、住民は何年もの間、がまんしてきたというところがあるので、やはりここをつくっていくというものを、当然、これは精査していかなければ、内容的なものは明確にはできないのですが、やはり解決していくためには、条例をつくっていかなければいけないというのが、これは上位法でも、法律がない以上は、どこで何をやるか、もう分かっているはずなんです。やはりここで条例をつくっていくんだという、解決していくんだという旨、意気込みをやはり発言をしていただきたいのですよ。課長のほうででき

ないのであれば、町長から答弁を求めたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

山田議員が言われたとおりであります。今まで私ども何も手をつけられなかったというわけではありませんけれども、なかなか法律の中で縛られている中で、制限されている中で、いろいろな行政執行しております。そういう中で、そういう問題が今、近隣住民を含めて出ておりますので、きちんと前向きに検討しながら、調査をして、進めていきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

ぜひ、条例をつくっていただきたいというふうにここで明確に発言をしてくれといっても、なかなか難しいのかなという、発言ができないのかなというところでは解釈しますが、前向きに考えていくという部分で理解はするということでは次に行きたいと思うのですが。

今の条例制定に関するものについては、要するに家屋、要する住宅の周辺というものに効果があるのではないかなと自分は理解しております。

今回の枝の質問については、農地法に触れているのですが、現場を見る限り、家屋の前は農地ではないのかなというところを推測するところではありますが、やはり農地法という法律のもとにおける規制というのは、どの法律よりも厳しいものだと自分は思っているのですよ。そのような中で、農地法を使っても、取り除くことができないというものに疑問を感じているところです。

先ほど来、町長が答弁で述べているのは、選挙者、使用者として挙げている対相手に対しての是正を一生懸命やってきたと思うのですが、やはり根本の部分というのは、所有者というものがあるわけじゃないですか。先ほど答弁の中でも、亡くなられたというような答弁がされたのですが、亡くなくても、相続人というものがあるわけですから、そこら辺の絡みの部分、相続人が10人いるのか、100人いるのかは分かりませんが、そこまでやっているのかどうかなんです。単なる所有者が亡くなったから、現存の使用者、もしくは占有者に言うしかないのだよというので、そこでとまっているものなのか、相続人まで調べて、内容証明を送って、勧告を出しているのかどうか、そこら辺、確認をしたいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

では、農業委員会の立場からお答えさせていただきます。

町長答弁にもありましたとおり、この所有者については、昭和61年にお亡くな

りになってございます。私どもの農地台帳というシステムで管理しているところなんですけれども、そこには筆頭相続人である方の名前がありますが、この方に通知等を行っても、ちょっと連絡がとれないという状況が続いております。

今、山田議員から御指摘のあった、内容証明付き郵便等の対策は、現在は行っていないという状況でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

相続人が確定しているということは、そこを要するに通知を常にやって、摘除を促すという、仮に借地契約を結んであるのであれば、当然、これは今、占拠している人というのは、どう見たって農家をやるようなスタイルではないので、勧告して、最終的には、先ほど町長答弁に言われているように、行政代執行の方向性に持っていくぐらいの内容証明を送っても良いのではないのかなと感じているところなのですよ。

農業委員会というのは、何をやるどころか。農地を守るために、農業委員会というのは、あるのではないのですか。それを農業資材なんだという答弁いただいていますけれども、現場を見ると、農地である土地のところに炊飯ジャーがあつたりとか、これが農業に使われるものなのですか。炊飯ジャーというのは、米ができれば、食べるときに使うものであって、農業するときには使うものではないのですよ。そういうものが積み上げている現状をそのまま放置しているところに、農業委員会の農地を守るという姿勢が伝わらないのですよ。やはりそこはできることはとことんやると。姿勢の中で襟を正していただきたいと思うのですが、当然一遍にはできないと思います、これ。行政執行するにあたっては、費用負担の問題が、当然これは出てくとも思うので、やはりこの部分については、相当の機関を定めて周知して、費用の徴収する旨をあらかじめ告示しなければならないとか、そういうような規定がある中で、法に順守した中で進めていくべきだと思います。

いろいろなパターンがあるのですよ。先ほど言った家とか、そういうものに対しては、周辺については、先ほど条例を前向きに検討するというので、一歩進みました。で、自分は理解したつもりなのですが、農地の部分については、これは根本の部分でいえば、農地法の問題なので、そこは今言ったものを、ぜひともやっていただきたいと強く思うところでもあります。

例えば、これは農業委員会の議事録を見させてもらいました。一番新しいのでは、平成28年11月の定例総会について、第11回、行っているところです。これは職務代行がその部分について、ドラム缶から油が流出したということに触れております。それに対して、事務局は、答弁の中で、「この案件は非常に扱いにくく、農業委員会だけでなく、撤去を考えると、環境部門、それも町だけではなく、県も巻き込んだ対応が必要で、町環境部門と話をしている段階です。今後もこの場所については、注視していかなければなりません。以上です。」という答弁をされております。要す

るにこういうごみ屋敷等の問題をたらい回ししてはいけないと思うのですよ。やはり各部署が、各部署の責任において、改善していく姿勢を見せて、それが総合したときに、最終的にきれいになるという絵があると思うので、できる限り、今ある法律を使った中でやっていくべきではないのかなと思います。再度、お聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

問題の箇所については、農地と言われる部分が2カ所のうちの1カ所というところで、農業委員会としては、そちらに対応するというふうにパトロールを毎年8月に行っていて、そのことを認識して、先ほど相続人を確定しているような答弁をってしまったかと思えますけれども、ちょっとここについては、代表、知り得る1名の方の名前はありますけれども、その人が相続人ということではないので、事実上は未相続ということでお答えさせていただきます。

あと、できることということで、現在やっている事例としては、昨年と今年にあたって、一部違反転用があったところについては、是正をして、指導をして、農地に戻したという例と、あとは1カ所、耕作放棄地、かなり十数年来放棄地になっていたところを農地の中間管理機構のシステムを使って、県と協力して、現在、畑になっているというようなこともさせていただいておりますので、ここについては、現状、農業委員会としてできることについては、今後も務めていきたいと考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

時間もない中で、内容がちょっと過密しているのですが、これは確認なのですが、今、今の現地のごみ屋敷の積み上がっているところについては、これは農振地域の中の耕作放棄地なのか、それによって、二つの農地の改善の命題を上げてもらったのですが、位置付けは変わってくると思うので、そこら辺、確認をしたいと思えます。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

実際、農地の上に物が置かれてしまっているという現状を見ますと、違反転用状態と理解してございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

違反転用ということで、重要な案件だと理解しました。



今後については、ぜひ、改善の方向に進めていっていただきたいと思います。

今回、環境基本計画が改正されました。その中の基本計画の中では、環境保全の役割として、農地を見直そうということで、北部振興地域の優良な農地の維持ということで挙げられております。それを数値の中では、100ヘクタールという数値がある中で、全体の農地面積というのは、199ヘクタールで、北部が二、三割になるのですか。そのようなことが、これを読んでいくと書いてあるのですが、現況の部分というのは、この基本計画の中でなっているものなのかどうかをお願いします。この問題、大変住民の方は困っておりますので、ぜひ、進めていっていただきたいというところで、質問を終わりにします。ありがとうございます。